

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和7年7月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 R7補債般001-2
- (2) 工 事 名 長崎県農林技術開発センター・農業大学校施設整備事業（本館電気工事）
- (3) 工事場所 諫早市貝津町
- (4) 工 期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。
（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日まで）
余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
実工期：令和8年1月5日から令和9年2月26日まで
（余裕期間：契約締結日から令和8年1月4日まで）
なお、上記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
- (5) 工事概要 工事種別：電気工事
建物概要
本館 R C造一部S造 2階建て 延べ面積5,260.47㎡
駐輪場 S造 平屋建て 延べ面積 140.00㎡
ゴミ置き場 R C造 平屋建て 延べ面積 25.50㎡
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) 本工事は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正令和5年3月17日長崎県告示第198号。以下「実施要綱」という。）第2条第15号に規定する事前審査型入札である。ただし、「入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者」を「入札後に競争参加資格審査を行った者」に読み替える。
- (8) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）を適用した工事である。
- (9) 本工事は、履行確実性評価方式試行要領（以下「履行要領」という。（最終改正令和6年3月21日5建企第437号））を適用した工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事は、入札参加の申請（技術提案に関する資料提出を含む。）及び入札書の提出等について、電子入札システム及び電子入札補助システムを使用して行う対象工事である。
- (12) 本工事は、「建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条」の規定に基づく下記の技術者の配置ができる工事である。
①建設工事の専任の主任技術者の取り扱いについて（令和7年1月24日6建企第265号）
ただし、下請負代金額が法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。
- (13) 共同企業体で電子入札に参加する場合、「入札書」の提出期限までに、代表構成員が電子入札補助システムにより出資比率の登録をしなければ、当該代表構成員の入札書は無効となる。（長崎県建設工事等電子入札実施要綱第5条第2項）
- (14) 本工事は、落札決定後仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、県がその旨を通知したときに本契約となる。
- (15) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
- (16) 本工事は、発注者が受注者に対して週休2日に取り組む旨を指定したうえで工事を実施する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。（詳細は現場説明書による。）

(17) 本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。(詳細は現場説明書による。)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型以外）（以下「共通事項書（高度技術提案型以外）」という。）2の（2）及び（3）に定める要件を満たす共同企業体で、かつ実施要綱第7条第1項に規定する共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、実工期の始期日からとし、余裕期間の間は本工事への配置を不要とする。

共同企業体の構成員数	2 者	
出 資 比 率	最小限度 30 %	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	そ の 他 構 成 員
建設業の種類に関する条件	法第3条の規定に基づく、電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	法第3条の規定に基づく、電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等に関する条件	以下のいずれかの条件を満たすこと。 ア 県央振興局建設部管内又は島原振興局建設部管内に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る総合数値が850点以上、かつ、主観点数合計が10点以上で格付等級がAランク イ 長崎県内に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る総合数値が900点以上、かつ、主観点数合計が20点以上で格付等級がAランク	以下のいずれかの条件を満たすこと。 ア 県央振興局建設部管内又は島原振興局建設部管内に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る格付等級がAランク イ 長崎振興局建設部管内又は大瀬戸土木維持管理事務所管内に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る主観点数合計が10点以上で格付等級がAランク ウ 長崎県内に主たる営業所を有する者で、電気工事に係る総合数値が800点以上、かつ、主観点数合計が10点以上で格付等級がAランク
年間平均完成工事高	電気工事において3億円以上	条件なし
同種工事の施工実績に関する条件	以下の条件をすべて満たす、単体又は共同企業体の構成員としての施工実績を1件以上有すること。 ただし、共同企業体のその他構成員としての施工実績は2件以上とする。 ① 工事種別 建築物の新築工事、増築工事又は改築工事（改修工事は除く。）における電気工事 ② 建築物の規模 延べ面積1,000㎡以上とする。なお、増築工事、改築工事は当該工事部分の延べ面積を対象とする。また、複数棟の工事の場合は、複数棟の合計ではなく、1棟の延べ面積を施工実績の対象とする。 ③ 工事完成日 平成22年度【2010年度】から令和6年度【2024年度】に完成した工事 ④ 工事の種類 公共工事又は民間工事 ⑤ 工事における立場 次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 電気工事が建築一式工事から分離発注されている場合は元請 イ 電気工事が建築一式工事から分離発注さ	条件なし

	れていない場合は電気工事で最上位の下請	
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。
国 家 資 格 等	① 以下のいずれかの国家資格等を有する者。 ・法による1級電気工事施工管理技士 ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目「電気電子」）の資格を有する者 ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第4号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「電気工事業」に係る者とする。 ② 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。	① 以下のいずれかの国家資格等を有する者。 ・法による1級電気工事施工管理技士 ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目「電気電子」）の資格を有する者 ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第128号）の第4号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「電気工事業」に係る者とする。 ② 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。
その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者の兼務については、1 競争入札に付する事項の（12）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 ③ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者の兼務については、1 競争入札に付する事項の（12）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 ③ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。

法に基づく経営事項 審査等	令和7年度長崎県建設工事入札参加格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。	令和7年度長崎県建設工事入札参加格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。
------------------	--	--

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。

（注2）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注3）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

（注4）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注5）「民間工事」とは、「公共工事」以外の工事をいう。

（注6）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

（注7）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

3 総合評価に関する事項

（1） 共通事項

（a）以下文中の「管内」とは、県央振興局建設部管内（諫早市及び大村市）とする。

（b）各評価項目の評価内容等については、本公告に記載がないものは、「長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和7年度適用）」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

（c）配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者で評価する。

（d）「7（3）総合評価の方法」における仮の評価値の算出は、開札前に審査した技術提案の得点と自己審査点により行う。

（e）技術資料作成時の留意事項は共通事項書（高度技術提案型以外）17（1）のとおり

（2） 評価項目及び配点

①技術提案：技術申請様式2－1号		
番号	評価項目	配点
①－1	施工上配慮すべき事項	4.0
②配置予定技術者の能力：技術申請様式1号		
番号	評価項目	配点
②－1	配置予定技術者の施工実績	1.5
②－2	配置予定技術者の工事成績評定	2.3
②－3	表彰（優秀現場技術者）	0.7
②－4	配置予定技術者の資格A	1.5
③企業の施工能力：技術申請様式1号		
番号	評価項目	配点
③－1	企業の施工実績	2.1
③－2	工事成績評定	0.9
③－3	施工実績件数	0.9
③－4	優秀工事表彰	0.3
③－5	継続的専門能力啓発システム（建築CPD）	0.5
③－6	基幹技能者の配置	0.2
③－7	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1.2
③－8	管内の施工実績	0.8
③－9	社会貢献活動の実績A	0.5

③-10	社会貢献活動の実績B	0.2
③-11	保守点検業務の受注実績	0.4
③-12	従業員数	0.2
③-13	適切な下請契約	1.8
加算点合計		20.0

(3) 評価の基準

【①技術提案（加算点計 4点）】

① - 1：施工上配慮すべき事項

評価内容	評価基準	配点
電気設備の長寿命化を図るための対策	0.5点×8提案（良とした提案数）	4.0
○評価内容に対する着目点	0.5点×7提案（良とした提案数）	3.5
着目点1：点検の簡易性向上に関する対策	0.5点×6提案（良とした提案数）	3.0
着目点2：更新・改修の容易性向上に関する対策	0.5点×5提案（良とした提案数）	2.5
○得点は、提案内容により以下のとおりとする。	0.5点×4提案（良とした提案数）	2.0
・0.5点（良）	0.5点×3提案（良とした提案数）	1.5
・0点（普通）	0.5点×2提案（良とした提案数）	1.0
・×（不採用）	0.5点×1提案（良とした提案数）	0.5
良とした提案なし		0
【評価内容設定理由及び評価の対象外とする事項】		
・長崎県公共施設等総合管理基本方針において、財政負担を軽減・平準化するため、庁舎等の長寿命化を図ることが定められており、電気設備の長寿命化には点検の簡易さと更新・改修の容易さが重要であるため。 ・ガイドラインに記載の0点（普通）評価を参照のこと。 ・点検に用いる測定機器を備品として納入する技術提案は評価の対象外とする。		
作成要領及び特記事項		
1) 作成要領 ① 提案は着目点ごとに提案の手法、効果及び提案の手法に対する通常の手法を記載すること。なお、通常の手法については、通常実施しないものなど記載が困難な場合は、「特になし」と記載する。 ② 提案は着目点ごとに「具体的な技術提案」を記載すること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、必要に応じ、具体的な対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等が適切に記載されていること。 ③ 発注者の設定した2着目点には技術提案を必ず1つ以上記載すること。また、入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとするが、提案数は合計4提案を上限とする。 ④ 着目点は「技術提案」の目的を表す内容とすること。 ⑤ 技術提案は8提案までとする。 ⑥ 提案は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み800字以内で記載すること。ただし、通常の手法及び着目点欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。 ⑦ 補足説明資料（図、表等）として1枚のみ提出すること。 （様式は技術申請様式2-5号とし、記載方法は自由とする。補足説明資料は、A4サイズのPDFに変換したデータを提出すること。対象箇所等を図示した資料や、使用材料の効果を示す資料等、技術提案を補足するための図、表等を原則記載すること。記載にあたっては、ガイドラインを参照すること。） 2) 特記事項 ① 本様式に提案内容の記載がない場合又は記載があっても評価項目に対し提案内容がすべて異なる場合、入札は無効とする。 ② 発注者が設定した2つの着目点に対して、具体的な技術提案の記載が無い場合は、すべての提案を評価しない。なお、<u>発注者が設定した2つの着目点については、表現の変更は認めない。変更した場合は、その提案は評価しない。</u> ③ 具体的な技術提案が800字を超えた場合は、すべての提案を評価しない。 ④ 本様式に図、表等が添付されている場合は、すべての提案を評価しない。 ⑤ 提案が本様式、補足説明様式を合わせて2枚を超える場合は、すべての提案を評価しない。		

⑥	具体的な技術提案の手法、効果が判断できない場合は評価しない。 ・対策箇所、使用材料、数量、時期、規模等が手法として具体的に記載されていない。 ・効果の数値等が具体的に記載されていない。ただし、効果を具体的に示すことが困難なものは、この限りではない。
⑦	着目点数は、最大で4着目点（発注者指定分を含む。）とし、4着目点を越えた場合、すべての技術提案を評価しない。
⑧	発注者が設定した2つの着目点については、合計4提案以上の記載がない場合は、すべての提案を評価しない。
⑨	入札参加者が設定した着目点が、目的と判断できない場合、その着目点に基づく技術提案は評価しない。
⑩	類似した手法を記載した技術提案が複数ある場合は、1つの技術提案のみ評価する。
⑪	同一の対象箇所に、時期や使用材料を変更した提案が複数ある場合は、1つの技術提案として評価する。
⑫	1つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合、1つの技術提案として評価する。
⑬	1つの技術提案の効果が、その工事に占める割合が著しく小さい場合は、その提案は評価しない。
⑭	1つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合において、「不採用」の手法及び効果が含まれている場合、その提案は評価しない。
⑮	本様式に記載の無い提案の資料が補足説明資料に記載されている場合、その部分は参考としない。
⑯	補足説明資料は、本様式にある提案を補足するための資料であり、本様式により十分に説明でき、補足を必要としない項目がある場合においては記載を省略することができ、記載の無いことにより評価において不当な扱いを受けるものではない。

【②配置予定技術者の能力（加算点計 6点）】

評価項目	評価基準	配点																		
②－１ 配置予定技術者の施工実績	同種工事の実績	1.5																		
	類似工事の実績	0.75																		
	実績なし	0																		
評価内容																				
公告日の属する年度の直前 15 ヲ年度から公告日までに完成した工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。																				
評価内容の特記事項																				
○同種工事の条件に該当するもの 工事種別：建築物の新築工事、増築工事又は改築工事（改修工事は除く。）における電気工事 建物規模：延べ面積2， 5 0 0㎡以上 ○類似工事の条件に該当するもの 工事種別：建築物の新築工事、増築工事又は改築工事（改修工事は除く。）における電気工事 建物規模：延べ面積1， 5 0 0㎡以上2， 5 0 0㎡未満 ○増築工事、改築工事の建物規模は、当該工事部分の延べ面積とする。 ○複数棟の工事の場合は、複数棟の合計ではなく、1 棟の延べ面積を施工実績の対象とする。 ○対象工事の要件 <table><tr><td>対象期間</td><td>平成22年度【2010年度】～公告日まで</td></tr><tr><td>工事の種類</td><td>公共工事又は民間工事</td></tr></table> ○実績の対象となる工事での立場 <table><tr><td>電気工事が建築一式工事から分離発注されている場合</td><td>電気工事が建築一式工事から分離発注されていない場合</td></tr><tr><td>元請</td><td>電気工事で最上位の下請</td></tr></table> ○実績の対象となる工事での役職 <table><tr><td colspan="2">単体で受注した工事の場合</td><td colspan="2">共同企業体で受注した工事の場合</td></tr><tr><td rowspan="2">主任（監理）技術者</td><td rowspan="2">現場代理人</td><td>代表構成員</td><td>主任（監理）技術者又は現場代理人</td></tr><tr><td>その他構成員</td><td>主任（監理）技術者</td></tr></table> ○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、建設業法施行規則第7条の3第2号の電気工事業に掲げる国家資格（法、技術士法、電気事業法）を有し従事した工事に限る。			対象期間	平成22年度【2010年度】～公告日まで	工事の種類	公共工事又は民間工事	電気工事が建築一式工事から分離発注されている場合	電気工事が建築一式工事から分離発注されていない場合	元請	電気工事で最上位の下請	単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合		主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人	その他構成員	主任（監理）技術者
対象期間	平成22年度【2010年度】～公告日まで																			
工事の種類	公共工事又は民間工事																			
電気工事が建築一式工事から分離発注されている場合	電気工事が建築一式工事から分離発注されていない場合																			
元請	電気工事で最上位の下請																			
単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合																		
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人																	
		その他構成員	主任（監理）技術者																	

○当該申請における代表構成員の配置予定技術者の実績を評価する。
○評価内容の詳細はガイドラインのとおり。ただし、民間工事の主任（監理）技術者は、ガイドライン2-6(3)(3-1)に示された「（ア）契約時に発注機関へ現場代理人等決定通知書で届け出た技術者」を「施工体制台帳等に記載された技術者」に読み替える。
添付資料について
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、元請の実績を対象とする場合はコリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等、下請の実績を対象とする場合は契約書の写し、施工体制台帳の写し、施工体系図の写し、図面及び数量表の写し、元請の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。
また、現場代理人としての実績を対象とする場合は、対象工事の工期の始期以前に、建設業法施行規則第7条の3第2号の電気工事業に掲げる国家資格（法、技術士法、電気事業法）を有したことを証明する資料として、資格者証、合格証明書等の写しなど必要なものを添付すること。（以下、②-2も同じ。）

評価項目	評価基準	配点	
②－2 配置予定技術者の工事成績評定	80 点以上	2.3	
	78 点以上 80 点未満	1.73	
	76 点以上 78 点未満	1.15	
	74 点以上 76 点未満	0.58	
	74 点未満	0	
評価内容			
公告日の属する年度の直前15ヵ年度（※）から公告日までに完成した工事で配置予定技術者が従事した「電気工事」の工事成績評定の最高点を評価する。（※公共工事の発注件数が少ない工種について、評価対象期間を拡大して評価する「実績配慮型」の試行を行うものである。）			
評価内容の特記事項			
○対象工事の要件			
対象期間	平成22年度【2010年度】～公告日まで		
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、総務部県庁舎建設課		
○実績の対象となる役職			
単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合	
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人
		その他構成員	主任（監理）技術者
○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、建設業法施行規則第7条の3第2号の電気工事業に掲げる国家資格（法、技術士法、電気事業法）を有し従事した工事に限る。			
○当該申請における代表構成員の配置予定技術者の実績を評価する。			
○その他詳細はガイドラインのとおり			
添付資料について			
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、工事成績評定通知書の写し、工事完成確認書の写し及びコリンズの写し等の該当工事名・発注機関・技術者名・工事の業種を確認できるものを添付すること。			

評価項目	評価基準	配点
②-3 表彰（優秀現場技術者）	知事表彰	0.7
	機関長表彰	0.35
	実績無し	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前15ヵ年度（※）から公告日までに受賞した、長崎県の優秀工事表彰の主任（監理）技術者を評価する。（※公共工事の発注件数が少ない工種について、評価対象期間を拡大して評価する「実績配慮型」の試行を行うものである。）		
評価内容の特記事項		
○表彰実績の要件		

対象期間	平成22年度【2010年度】～公告日まで	
表彰の種類	長崎県優秀工事表彰（下請表彰を除く）	
○実績の対象となる役職		
単体として受注した工事の場合	共同企業体として受注した工事の場合	
主任（監理）技術者	代表構成員	主任（監理）技術者
	その他構成員	主任（監理）技術者
○単体として受注した工事の主任（監理）技術者又は、共同企業体として受注した工事の代表構成員の主任（監理）技術者が途中交代を行っている場合は、従事期間に係わらず、表彰を受けた技術者を評価する。		
○当該申請における代表構成員の配置予定技術者の実績を評価する。		
○移籍前の企業の表彰実績で申請する場合、移籍した年度とその後3カ年度は評価しない。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、優秀現場技術者表彰状の写し等を添付すること。ただし、共同企業体のその他構成員の主任（監理）技術者の表彰で申請する場合は、表彰状等の写しとコリンズの写し等を添付すること。		

評価項目	評価基準	配点
②－4 配置予定技術者の資格A	技術検定取得後5年以上又は技術士取得後3ヵ月以上	1.5
	技術検定取得後3年以上5年未満	1.13
	技術検定取得後3ヵ月以上3年未満	0.75
	その他	0
評価内容		
配置予定技術者が所持する資格と、その資格取得日から共通事項書4（2）のイの提出期限日までの期間の経験期間で評価する。		
評価内容の特記事項		
○資格の種類		
技術検定	1級電気工事施工管理技士	
技術士	電気電子部門	
	総合技術監理部門（選択科目「電気電子」）	
○当該申請における代表構成員の配置予定技術者の資格を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、資格者証、合格証明書等の写しを添付すること。		

【③企業の施工能力（加算点計 10点）】

評価項目	評価基準	配点
③－1 企業の施工実績	同種工事の実績	2.1
	類似工事の実績	1.05
	実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前15ヵ年度から公告日までに完成した工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。		
評価内容の特記事項		
○同種工事の条件に該当するもの 工事種別：建築物の新築工事、増築工事又は改築工事（改修工事は除く。）における電気工事 建物規模：延べ面積2,500㎡以上		
○類似工事の条件に該当するもの 工事種別：建築物の新築工事、増築工事又は改築工事（改修工事は除く。）における電気工事 建物規模：延べ面積1,500㎡以上2,500㎡未満		
○増築工事、改築工事の建物規模は、当該工事部分の延べ面積とする。		

○複数棟の工事の場合は、複数棟の合計ではなく、1棟の延べ面積を施工実績の対象とする。

○対象工事の要件

対象期間	平成22年度【2010年度】～公告日まで
工事の種類	公共工事又は民間工事
施工場所	長崎県内

○実績の対象となる工事での立場

電気工事が建築一式工事から分離発注されている場合	電気工事が建築一式工事から分離発注されていない場合
元請	電気工事で最上位の下請

○受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。

○当該申請における代表構成員の実績を評価する。

○その他詳細はガイドラインのとおり

添付資料について

「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、元請の実績を対象とする場合はコリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等、下請の実績を対象とする場合は契約書の写し、施工体制台帳の写し、施工体系図の写し、図面及び数量表の写し、元請の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。

評価項目	評価基準	配点
③-2 工事成績評定	80点以上	0.9
	78点以上 80点未満	0.68
	76点以上 78点未満	0.45
	74点以上 76点未満	0.23
	74点未満	0
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った5年間の「電気工事」の工事成績評定の平均点を評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象工事の要件		
対象期間	令和元年10月1日～令和6年9月30日まで【2019年10月1日～2024年9月30日まで】	
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、総務部県庁舎建設課、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
○工事成績評定の平均点は小数一位切り捨てとする。		
○評価方法について		
・事前審査制度を活用していない場合は、「工事成績評定一覧表」と長崎県データベースと照合する。 ・長崎県データベースにより算出した点数と自己審査点の点数が異なる場合は、点数が低い方を採用する。		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、様式「工事成績評定一覧表」を作成し添付することとし、工事毎の「工事成績評定通知書」の添付は不要とする。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類		
「結果通知書」の写しを添付し、様式「工事成績評定一覧表」の提出は不要とする。		
○様式「工事成績評定一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。		

評価項目	評価基準	配点
③-3 施工実績件数	2件以上	0.9
	1件	0.45
	実績なし	0

評価内容
評価項目③－２「工事成績評定」の対象となる工事件数を評価する。
評価内容及び添付書類の特記事項
○実績の対象期間及び提出書類について 評価項目③－２「工事成績評定」と同じ

評価項目	評価基準	配点
③－４ 優秀工事表彰	知事表彰	0.3
	機関長表彰、下請表彰	0.15
	実績無し	0

評価内容
公告日の属する年度の直前10ヵ年度から公告日まで受賞した、長崎県の優秀工事表彰及び下請表彰を評価する。
評価内容の特記事項
○表彰実績の要件
対象期間 平成27年度【2015年度】～公告日まで
表彰の種類 長崎県優秀工事表彰（知事表彰、機関長表彰、下請表彰）
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。
○その他詳細はガイドラインのとおり
添付資料について
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「優秀工事表彰状の写し等」を添付すること。
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「優秀工事表彰状の写し等」の提出は不要とする。

評価項目	評価基準	配点
③－５ 継続的専門能力啓発システム	36単位以上	0.5
	36単位未満	0

評価内容	
公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間の期間に、継続的専門能力啓発システム（建築CPD）へ登録した学習単位の合計を評価する。	
評価内容の特記事項	
○受講実績の要件	
対象期間	令和5年11月1日～令和6年10月31日まで【2023年11月1日～2024年10月31日まで】
受講対象	建築CPD情報提供制度（公財）建設技術教育普及センター
	建築士会CPD制度（公社）日本建築士連合会
	建築・設備施工管理CPD制度（一財）建設業振興基金
	JIACPD（一社）日本建築家協会
	協議会CPD 建築設備士関係団体CPD協議会
○当該申請における代表構成員の受講実績を評価する。	
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類	
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「学習履歴証明書等」を添付すること。ただし、令和7年度の長崎県建設工事入札参加資格に係る届出で長崎県が確認している場合は、添付を不要とする。	
○事前審査制度を活用する場合の提出書類	
「結果通知書」の写しを添付し、「学習履歴証明書等」の提出は不要とする。	

評価項目	評価基準	配点
③－６	配置する	0.2

基幹技能者の配置	配置しない	0
評価内容		
国土交通省に登録された登録基幹技能者の配置を誓約することを評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象とする登録基幹技能者の種類 元請又は下請にかかわらず、以下に示す登録基幹技能者の1名以上の配置を誓約 電気工事基幹技能者 ○誓約内容の詳細は、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙4）を確認すること。 ○その他詳細はガイドラインのとおり		

評価項目	評価基準	配点
③－7 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり	1.2
	「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらかが管内に主たる営業所あり	0.6
	なし	0
評価内容		
「代表構成員」及び「その他構成員」の主たる営業所等の所在地を評価する。		
評価内容の特記事項		
○以下の営業所は、主たる営業所に該当しない。 「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成17年9月15日制定）に基づく「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所 ○その他詳細はガイドラインのとおり		

評価項目	評価基準	配点
③－8 管内の施工実績	5 件以上の実績あり	0.8
	3 件以上 5 件未満の実績あり	0.4
	3 件未満の施工実績	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前 15 ヲ年度に、管内で施工した実績件数を評価する。		
評価内容の特記事項		
○実績の要件		
対象期間	平成 2 2 年度～令和 6 年度まで【2 0 1 0 年度～2 0 2 4 年度まで】	
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社、県立大学法人	
金額	最終請負金額 2 , 5 0 0 万円以上	
○施工箇所が複数の管内に跨る場合は、事前審査制度を活用し、実績を適用する管内を県央振興局建設部管内に指定している場合に限り評価する。		
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		
・「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「管内の施工実績一覧表」を作成し添付すること。		
・発注機関が、長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部以外の実績については、発注機関、施工場所、完成年度、請負金額を確認できるものとして、コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等を添付すること。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類		
「結果通知書」の写しを添付し、「管内の施工実績一覧表」の提出は不要とする。		
○様式「管内の施工実績一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。		

評価項目	評価基準	配点
------	------	----

③－ 9 社会貢献活動の実績 A	活動実績 A	0.5
	活動実績 B	0.25
	活動実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む。）の活動回数を評価する。		
評価内容の特記事項		
○活動内容		
対象期間	令和6年度【2024年度】	
活動内容	公共施設の清掃・美化活動及び災害支援等に関する活動	
○活動内容の種類		
公共施設の清掃・美化活動	国、県、市、町のアダプト事業、愛護団体事業登録制度等に基づく活動	
災害支援に関する活動	大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく支援活動、家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく活動	
○活動回数		
活動実績 A	合計4回以上の活動実績	
活動実績 B	合計2回以上4回未満の活動実績	
活動実績なし	活動実績 B 未満の活動	
※活動の算定は、1日を1回とする。		
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		
・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。		
・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料と添付すること。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類		
「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。		

評価項目	評価基準	配点
③－ 10 社会貢献活動の実績 B	いずれか該当あり	0.2
	なし	0
評価内容		
下記の年度の社会貢献活動（ボランティア活動）の実績を評価する。		
評価内容の特記事項		
○活動内容		
対象期間	下記のとおり	
活動内容	令和7年度【2025年度】の管内の消防団員の雇用	
	令和6年度【2024年度】の各種の学校が行う県内の3日間以上の現場実習（インターンシップ）の協力	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		
・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。		
・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料を添付すること。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類		
「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。		

評価項目	評価基準	配点
③－１１ 保守点検業務の受注実績	２件以上の受注実績あり	０.４
	１件の受注実績あり	０.２
	受注実績なし	０
評価内容		
公告日の属する年度の直前３ヵ年度から公告日までに、発注者が指定する電気通信設備に係る保守点検業務の受注実績（落札決定日）を評価する。		
評価内容の特記事項		
○実績の対象期間		
対象期間	令和６年度【２０２４年度】～公告日まで ※ただし、実績は令和６年度より指定	
発注機関	長崎県土木部、水産部	
施工場所	県央振興局建設部管内	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、保守点検業務の受注実績であることを示した公告文または特記仕様書の写し等を添付すること。		

評価項目	評価基準	配点
③－１２ 従業員数	３０人以上	０.２
	１０人以上３０人未満	０.１
	１０人未満	０
評価内容		
長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度に係る主観的審査事項の建設業従事職員数の項目で審査した建設業従事職員数を評価する。 ただし、主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者においては、公告日の属する年度の前年度に、法第１１条の規定に基づき提出した変更届の使用人数で評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象年度		
建設工事入札参加資格審査の対象年度	令和７年度【２０２５年度】	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 ・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出た者については、提出書類は不要。 ・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者については、変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式４号使用人数の写し。ただし、当該年度に使用人数の変更が無かった場合は、使用人数の変更を行った最新の変更届出書を提出すること。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付すること。		

評価項目	評価基準	配点
③－１３ 適切な下請契約	３項目を誓約する	１.８
	２項目を誓約する	１.２
	１項目を誓約する	０.６
	誓約しない	０
評価内容		
当該工事の下請契約（建設業を営む者との契約）について、以下の（１）～（３）の事項を誓約した項目数により評価する。		
（１）	下請次数の制限	

(2)	下請契約金額の合意形成
(3)	建設キャリアアップシステムの事業者登録
評価内容の特記事項	
○下請次數の制限 下請契約による請負次數を2次下請までに制限することを誓約する場合に評価する。 ○下請契約金額の合意形成 労務費及び法定福利費を明示した見積書を尊重して下請け契約を締結し、労務費及び法定福利費相当分を現金払いする場合のみ評価する。なお、建設業を営まない者は評価の対象としない。 ○建設キャリアアップシステムの事業者登録 契約工期内に元請かつ全ての下請企業（建設業者以外及び県外企業は除く。）の事業者登録が完了する場合のみ評価する。なお、建設現場でのカードリーダーの設置による建設技能者の就業履歴の蓄積や作業員名簿の作成等及び技能者の登録は、評価の対象としない。 ○誓約内容については、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙5）」を確認すること。 ○その他詳細はガイドラインのとおり	

注）添付が義務付けられている証明する資料は、競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それが無い場合又はそれにより証明できない場合に限り、「発注機関の証明書」とすることができる。

4 競争参加資格の確認資料及び技術資料の提出

- (1) 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料を、以下により適切に提出しなければならない。
- (2) 入札参加の申請資料として、以下に示す資料を電子入札補助システムで事前に提出しなければならない。
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイとして、「技術申請様式2－1号：技術提案書①」、及び共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のウとして、「技術申請様式2－5号：補足説明資料」を提出すること。また、工業所有権を含む技術提案で、取扱いに関する事項がある場合は、「技術申請様式2－3号：技術提案の取り扱いに関する事項」を提出すること。
- (3) 競争参加資格の確認資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のア、イ、エ及びオ
※上記ア「特定建設工事共同企業体協定書の写し」は、長崎県電子入札《（建設工事）一般競争入札（総合評価型）》受注者操作マニュアル「5 特定JV（共同企業体）協定書の提出《長崎県電子入札補助システム》」で提出するが、「12. 競争参加資格確認資料の提出《長崎県電子入札補助システム》」でも改めて提出する必要があるので注意すること。
 - ② 共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のエについては、条件を満足していることを証明する資料（元請の実績を対象とする場合はコリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等、下請の実績を対象とする場合は契約書の写し、施工体制台帳の写し、施工体系図の写し、図面及び数量表の写し、元請の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。
 - ③ 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けた者は、共通事項書（高度技術提案型以外）4（1）のウとして直近の総合評定値通知書の写し
- (4) 総合評価に関する技術資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア
- (5) 指定された提出資料については、下記事項に留意すること。
 - ① PDFファイルに変換した電子データを提出するものとする。ただし、共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のア（技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書）及びイ（技術申請様式2－1号：技術提案書①）については、公告に添付されたExcelファイルで提出すること。
 - ② 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。
 - ③ 提出された電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。
- (6) 紙入札に移行した場合における提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参のみ受付	電子媒体（CD）2部

注：電子媒体（ＣＤ）については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体（ＣＤ）には、指定された資料を収めること。なお、収める資料については、４（５）に準じること。
- ② ＣＤ－Ｒのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。
- ③ 電子媒体に収めたＰＤＦファイル及びＥｘｃｅｌファイルのファイル名は、「商号（又は名称）」とすること。なお、複数のＰＤＦファイルを保存する場合のファイル名は、「商号（又は名称）」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

５ 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約 に関する事項	長崎県土木部建築課 調整班	TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町３番１号
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術 的要素に関する事項	長崎県土木部営繕課 電気設備班	TEL 095-894-3099 FAX 095-827-3367	

６ 入札日程

【交付について】 競争参加資格の確認資料 及び総合評価に関する技 術資料様式、入札説明書 の交付期間及び方法	【交付期間】 令和７年７月24日(木曜日)から 令和７年９月10日(水曜日)まで	① 書類様式 長崎県ホームページ(https://www.pref.nagasaki.jp/) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入 札・契約制度関係規則等／各種様式」から入手すること。 ② 技術資料 「入札情報サービスポータルサイト」より入手すること。 ③ 入札説明書 電子入札補助システムにより入手すること。
【申請について】 提出期間、場所及び方法 ４（２）で指定する資料	【申請期間】 令和７年７月25日(金曜日)から 令和７年８月20日(水曜日)まで	・電子入札補助システムにより申請する。 ・技術申請様式２－１号については、公告に添付された <u>最新のＥｘｃｅｌファイル</u> で提出すること。
技術資料に係る ヒアリング	必要に応じて実施する。	５の工事・技術担当部局による。
【質問について】 入札説明書に関する質問 期間及び場所	【質問期間】 令和７年７月25日(金曜日)から 令和７年９月４日(木曜日)まで	・電子入札補助システム又は５の担当部局による。 ・入札質問書を提出する前に５の入札・契約担当へ連絡 し、提出後においても必ず着信確認をすること。
上記回答期限及び回答方 法	令和７年９月８日(月曜日)まで	・個別事項は当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は電子入札補助システムにて回答
【入札書等の提出】 入札書及び競争参加資格 の確認資料等【４（３） 及び４（４）で指定する 資料】の提出期間、場所 及び方法	【入札期間】 令和７年９月11日(木曜日)から 令和７年９月16日(火曜日)まで	・入札書 電子入札システムにより提出する。 ・競争参加資格の確認資料等 電子入札補助システムにより提出する。 ・技術申請様式１号については、公告に添付された <u>最新の Ｅｘｃｅｌファイル</u> で提出すること。
開札日時及び場所	令和７年９月17日(水曜日) 午前９時50分から	長崎県土木部建築課入札室（行政棟６階） 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町３番１号 TEL 095-894-3091

配置予定技術者に係る通知書の提出期間、場所及び方法	落札者仮決定通知の翌日から起算して3日以内	・電子入札補助システムにより提出する。
---------------------------	-----------------------	---------------------

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札説明書に関する質問は、原則として電子入札補助システムにより行うこと。

ただし、電子入札補助システムが使用できない場合は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(注3) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

(注4) 配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合は、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

7 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（最終改正令和7年3月21日6建企第332号）第11条の規定及び履行要領に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

(1) 履行確実性評価方式の定義

- ・履行確実性評価方式とは、履行要領第2条に規定するものをいう。
- ・履行確実性評価価格は、建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（最終改正令和6年3月21日5建企第434号）に基づき算定するものとする。
- ・低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招くおそれがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行要領に基づき履行確実性確保価格を設定するものとする。

(2) 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「技術提案」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の施工能力」をもって入札に参加し、次のア～イの要件に該当する者のうち、「(3) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに入札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが、履行確実性評価価格以上で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者としてすることがある。

(3) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \right) \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格}} \right) \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\left(\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格}) \right)} \right) \times$$

100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行なわないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と加算点

標準点は100点とし、加算点は0点～20点の範囲とする。

3) 加算点の算出方法

加算点は、「4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

加算点＝評価点数の合計値

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

5) 評価の審査順序

評価の審査順序は、仮の評価値が最も高い者から審査する。技術資料の審査の結果、評価値が最も高い者であると判明した場合は、その他の者の技術資料の審査は行わない。また、各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。

- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過大である場合は、技術資料の評価点数を採用する。
- ・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

イ 仮の評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 仮の評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

評価値＝「(標準点＋仮の加算点) ÷ 入札価格」×100,000,000

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

評価値＝「(標準点＋仮の加算点) ÷ 履行確実性評価価格」×100,000,000

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

評価値＝「(標準点＋仮の加算点) ÷ (履行確実性評価価格＋(履行確実性確保価格－入札価格))」×100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行なわないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と仮の加算点

標準点は100点とし、仮の加算点は0点～20点の範囲とする。

3) 仮の加算点の算出方法

仮の加算点は、開札前に審査された技術提案の得点と、参加者が「4) 評価の基準」に基づき評価を行った自己審査点により、以下の算出方法で算定する。

仮の加算点＝技術提案の得点＋自己審査点

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

(4) 契約条件の履行

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合は、次に掲げる条件の履行を求めるものとする。

- 1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- 2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者1名を専任で配置すること（落札仮決定者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。）。
- 3) 前号の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、法第26条の4に規定する職務と同様の職務を行うものとする。
- 4) 前払金の金額を請負代金額の2割以内とすること。

(5) 監督業務の強化

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行ったものと契約した場合は、契約の適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1) 法第24条の7の規定による施工体制台帳の提出、及び必要に応じその内容について聴き取りを行う。
- 2) 工事の監督及び検査業務を強化する。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、県財務規則第112条第1項各号に掲げる担保の提供、第113条第1号に規定する履行保証保険証券又は同条第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格なしと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

落札候補者のうち競争参加資格なしと認めた理由又は落札者とされなかった理由に関する苦情申立期間	入札結果表の公表をした日の翌日から起算して7日以内（休日除く。）とする。	長崎県土木部建築課調整班 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	

11 その他

- (1) その他入札参加資格、技術資料、入札・契約に関する事項は共通事項書（高度技術提案型以外）のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び共通事項書（高度技術提案型以外）は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。
ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)
- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業
入札・契約制度関係規則等／要綱・要領／要綱・要領等」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業
入札・契約制度関係規則等／各種様式」
- (5) 不明な点に関する問い合わせ先
 - ア 提出書類、入札及び契約に関すること
5の入札・契約担当部局
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
5の工事・技術担当部局